

電信課長

機密表示 (機秘・秘の朱印) <i>機秘</i>	符号表示 暗 略 平 ※	※ 総第 47520 号
	※ 第 1129 号	※ 昭和 43 年 10 月 12 日 時 分 発
	大至急 至急 普通・LTF	※ 發電係 <i>10</i>

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 <i>アソト</i> <i>秘書長</i> <i>秘書</i> <i>北米アソト</i>	主管局部課 (室) 名 <i>了</i> 起案 昭和 43 年 10 月 12 日 起案者 <i>藤川</i> 電話番号 <i>408</i>
協議先		

秘密指定解除

公文書監理室

12 109

済

在 韓国 大使 金山 総領事	臨時代理大使 代理	あて 外務 大臣 発
電 報 在 金山 参 事	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて
件名	孫貴達の密入国	
往電亦 1109 号に關し。 <i>在京</i> 12日 韓国大使館より 兩件 情報 を求め てきたので、入管に問合せたところ、 事實の進んだところ (このとおり)。 1. 現在、孫は起訴されているが地檢は身		

(昭和四二・七一 改正)

柄を拘留し続けたことと、記録すること
になる模様(12日に記録が行われるが、
~~それが~~13日になるかは不明。)

2. 入管としても身柄を收容することと
大阪にいる従弟を身許保証人として、
~~在~~下関・韓国領事館^に金副領事に責任
を持たせて、精密検査を受けさせる
こととした。孫は原爆症で、疑い
あり、また精密検査の結果、原爆症で
あっても軽症ならば退去強制すること
が考えられ、^{それが}重症ならば、滞日を認める
ことも検討する方針である。

~~以上の点は、入管警備課長より下関入管に
指示するの由。~~

以上の情報を在日韓国大使館 金政務

~~課長~~に通報しおいた。

冬山に控電した。